

全養協通信

平成20年12月26日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 平成 21 年度政府予算案決定

～児童養護施設関係、幼稚園費の創設などが盛り込まれる～

平成 21 年度政府予算案が内示され、24 日に閣議決定されました。社会的養護体制の拡充(家庭福祉課分)については 822 億円と、平成 20 年度 799 億円から 2.9%の増となっています。また重点推進枠として、厚生労働省枠では福祉人材確保対策、非正規労働者等就労支援対策等が計上されています。

児童養護施設関係予算については、幼稚園費の創設をはじめ、入所時のケアの充実、退所後の支援も含めた施策展開が主な項目となっています。

児童養護施設関係の主な施策

○ 幼稚園費の創設（新規）

- ・ 児童養護施設、ファミリーホーム、里親等へ措置されている子どもが幼稚園に通うための経費を支弁する。

《事務局注》幼稚園就園に必要な経費から、市区町村が実施する「幼稚園就園奨励費補助（文部科学省所管・国が費用一部を補助）」の補助額を差し引いた金額について経費支出を想定。今後要綱で詳細を決定する予定です。

○ 基幹的職員の格付け（新規）

- ・ 一定の経験及び研修を受講した職員を施設における自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員として位置づけ、これに要する費用の改善を図る。

《事務局注》俸給表により格付けをはかり加算を行なう予定です。

○ 看護師の配置の推進

- ・ 医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師（常勤）の配置を推進する。
53 か所 → 151 か所

《事務局注》各都道府県ごとの数ではなく、医療的ケアの必要性など、子どもの状態に応じたケアが必要な施設に対して、看護師を配置します。

○ 教育費の拡充

- ・ 学用品費や教材等を含む教育費を充実し、学習塾や部活動にかかる経費を支弁する。

《事務局注》措置費の費目（教育費）の中に、学習塾や部活動にかかる項目を新たに
つくり、中学生、特別支援学校高等部の生徒を対象に充実をはかります。

○ 小規模グループケアの推進

- ・ 児童養護施設等において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループケアによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

613 か所 → 645 か所

《事務局注》平成 16 年の「子ども・子育て応援プラン」にもとづいた、平成 21 年度
の目標値に沿った数値です。

施設退所児童等への支援の充実

○ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

- ・ 児童養護施設を退所した子ども等に対し社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームについて、国の補助を負担金化するとともに対象年齢を 20 歳まで広げるなど事業の充実を図る。

《事務局注》自立援助ホームの必要経費について補助金から負担金化することにより、
予算範囲内の補助ではなく必要な支援が進められます。

○ 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

- ・ 施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援する地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

《事務局注》引き続き、全国 5 か所での実施を想定されています。

○ 児童家庭支援センター事業の拡充

- ・ 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、100 か所を目標に設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化をはかる。

《事務局注》現在、心理療法を担当する非常勤職員 1 名分が運営額の積算根拠となっている児童家庭支援センター運営費の基準額について、常勤の心理療法担当職員を配置する場合には金額が引き上げられます。

○ **身元保証人確保対策事業の推進**

- ・ 児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を推進する。

《事務局注》平成19年7月から実施されている同事業の実施を引き続き推進します。

その他、社会的養護体制の拡充

○ **小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進（新規）**

- ・ 養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業（ファミリーホーム）を推進する。

《事務局注》実施に関する詳細については、1月8日に開催される都道府県児童福祉主管課長会議で提示予定です。

○ **里親支援機関による里親の支援の推進**

- ・ 里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

《事務局注》平成20年度から実施している事業内容を引き続き実施します。

○ **乳児院における被虐待児個別対応職員の配置**

- ・ 虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

《事務局注》実施か所数等の詳細は、追って示される予定です。

2. 全養協チェックリスト(第2次改定版)ができました ～厚生労働省ガイドラインをふまえ、項目を追加・修正 各施設で、職員全員が参加しての自己点検を呼びかけます～

◆改正法を受けとめ、施設運営・職員の資質向上をはかることが必要

本会では、平成18年11月「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項およびチェックリスト(第1次試案)」を作成し、各児童養護施設に自己点検を呼びかけ、昨年10月の第61回全国児童養護施設長研究協議会において、83%の回収率をもって集計結果を公表しました。

今年11月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、被措置児童等虐待の防止規定が設けられ、平成21年4月から施行されます。各施設においては、改正法を日々の養育、運営等において受けとめ、権利擁護の観点から引き続き施設運営、職員の資質向上等の取り組みを進めることが求められています。

本会ではこれらの状況をふまえ、厚生労働省が改正法にもとづき都道府県に提示する「被措置児童等虐待防止・対応ガイドライン(案)」を参考に、第1次試案から項目を追加訂正した「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト改定版(第2次試案)」を作成いたしました。

◆各施設が、全職員参加のもと自己点検に取り組んでください

あらためて全児童養護施設が、本要項およびチェックリストをもとにして自己点検を進めるとともに、全国的な取り組みの状況を明らかにし、権利侵害の発生防止と養育の質を向上させる参考とするため、実施結果を平成21年2月2日(月)までに本会に報告ください。

本会では、各施設のチェックリスト実施結果を集約し全国的な状況を明らかにするとともに、各都道府県児童養護施設協議会、ブロック児童養護施設協議会と連携し、今後の権利侵害の発生防止と養育の質を向上させる取り組みの参考といたします。

なお、チェックリストは、全養協ホームページにも掲載しています。

全養協ホームページ(トップページ →新着情報)

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

3. 「平成20年度 ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催 ～1月22日(木)・23日(金)の2日間 全社協・灘尾ホール等～

本年度で5回目となる本研修会では、児童福祉施設において家族(保護者)支援に携わる職員をはじめとする参加者が、家族(保護者)支援の現状、児童福祉施設を拠点としたファミリーソーシャルワークの基礎と実践等について学ぶ機会とすることを目的に開催します。

本年は、分科会において、家族(保護者)支援のための切実な課題であるテーマ等も設定し、より実践に役立つ研修としております。

多くのみなさんの参加をお待ちしております。

日 程：平成 20 年 1 月 22 日（木）～23 日（金）
会 場：全国社会福祉協議会 灘尾ホール・5 階会議室（東京都千代田区霞が関 3-3-2）
対象者：家族(保護者)支援に携わる児童福祉施設職員、その他関心のある方
参加費：10,000 円（資料代含む、宿泊費・昼食費別）

お申込みは、すでに各施設に直接お送りしている「開催要項」をご覧ください。所定の申込み用紙を名鉄観光サービス(株)にお送りください。

なお、「開催要項」は、全養協ホームページに掲載しています。

全養協ホームページ(トップページ →新着情報)

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

4. 鯉渕記念母子福祉助成事業を実施

～児童養護施設に入所する母子家庭の子どもも助成対象になります～

本事業は、故 鯉渕鑛子氏より社会福祉法人 全国社会福祉協議会に遺贈された寄付をもとに実施するもので、「母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成」については、児童養護施設に入所する母子世帯の子も対象となります。詳細は同送の募集要綱をご覧ください。

平成 21 年 4 月以降、大学・専門学校等に進学する対象児童がおりましたら、ぜひ本助成をご利用ください。申込締切は平成 21 年 2 月 27 日です。なお、他奨学助成制度との併用も可能です。

なお、「募集要綱」は、全養協ホームページに掲載しています。

全養協ホームページ(トップページ →新着情報)

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

5. 全養協協議員総会日程について

平成 20 年度第 2 回総会、および 21 年度の全養協協議員総会については、下記にて開催いたします。全養協協議員におかれましては、ご予定をお願いいたします。

＜平成 20 年度第 2 回総会＞

日 時：平成 21 年 3 月 16 日（月） 13 時～17 時（予定）

会 場：全社協・灘尾ホール

＜平成 21 年度総会＞

日 時：平成 21 年 5 月 8 日（金） 11 時～16 時（予定）

会 場：全社協・灘尾ホール

6. ありがとう つたわるころが うれしいよ ～平成 21 年度「児童福祉週間」標語決定～

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について考えることを目的に、毎年 5 月 5 日の「こどもの日」から 1 週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及、啓発のための事業や行事を行なっています。

今年秋に募集した平成 21 年度児童福祉週間(平成 21 年 5 月 5 日～11 日)の標語については、全国から 4,535 作品の応募があり、選考の結果「ありがとう つたわるころが うれしいよ」が最優秀作品に決定しました。

作品は児童福祉週間の象徴として、全国各地で実施される事業・行事で活用されます。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省トップページ → 報道発表資料 → 2008 年 12 月
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1218-1.html>

7. 幼稚園教諭免許と保育士資格を有する職員の方へ ～教員免許更新制が実施されます～

改正教育免許法により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されます。児童福祉施設等に勤務する保育士等の方で、幼稚園教諭免許等をお持ちの方は、教員として勤務する場合、その前に更新講習を修了し、教育委員会に申請することが必要になります。

制度の詳細については、文部科学省ホームページをご覧ください。

文部科学省トップページ → 教育 → 教員の免許、採用、人事管理、研修等
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm